

第1回近畿税理士会天王寺支部懇談会

1 支部提案議題

- (1) 新年研修会について
- (2) 支部親睦旅行について
- (3) 「税を考える週間」について
- (4) 確定申告期における無料税務相談の実施について
- (5) その他

2 天王寺税務署からの事務連絡

(1) 総務課

- イ 天王寺区民まつりへの出店について（別添1）
- ロ 中学生及び高校生の税に関する作文表彰関係について
- ハ 租税教室への講師派遣の御礼

(2) 管理運営部門

- イ キャッシュレス納付の利用拡大について（別添2）
- ロ PDFファイルによる電子納税証明書について（別添3）
- ハ 住宅借入金等特別控除証明書の発送について
- ニ 個人事業者の消費税の中間申告の振替納税について
- ホ 令和5年度納税表彰式について

(3) 徴収部門

- イ 期限内納付のお願い（別添4）
- ロ 国税の納付が困難な場合の猶予制度について（別添5）
- ハ ダイレクト納付の活用について（別添6）

(4) 個人課税部門（個人・資産）

- イ 令和5年分確定申告期における申告書作成会場等
- ロ 自宅等からのe-Tax申告の推進（別添7・8）
- ハ 「国外財産調書」及び「財産債務調書」の提出のお願い
- ニ 相続税申告のe-Tax利用の推進（別添9）

(5) 法人課税部門

- イ インボイス制度について（別添10）
- ロ 年末調整（令和5年分）について
- ハ 添付書類も含めたe-Taxの普及・定着に向けた取組について
- ニ 電子帳簿等保存制度について（別添11）

天王寺地区税務協議会

第49回・天王寺区民まつり

～税の啓発コーナー～

第49回天王寺区民まつりが、4年ぶりに通常開催されます。
天王寺地区税務協議会では、関係団体と共催で「税の啓発コーナー」を開設、来場者に対して税に関するリーフレット等を配布し、税の啓発を行いたいと思います。

○ 実施要領（案）

- 1 日時
令和5年10月15日（日） 午前12時～午後4時
- 2 場所（裏面参照）
五条公園グラウンド（だいしんスポーツガーデンGOJYO）
雨天の場合：天王寺区民センター（前日正午決定）
- 3 参加予定人数
10名～15名程度
- 4 イベント・催物
税金クイズ・税啓発パンフレットの配布
1億円体験コーナー
- 5 配布物
300セット（キャラクターバックに封入）、パンアメ
- 6 集合時間等
 - (1) 集合：11：45 五条公園グラウンド・税啓発ブース
 - (2) 雨天時：前日、午後1時ころ、総務係長から電話連絡
 - (3) 服装：私服（協会のハッピー着用）



- 7 実施団体等

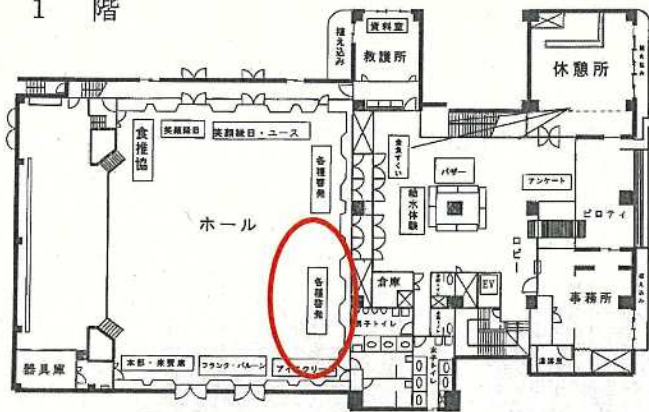
【共催】 公益社団法人天王寺納税協会・天王寺地区税務協議会
近畿税理士会天王寺支部

○ 会場見取り図(五条公園グラウンド)



雨天の場合の会場案 (区民センター開催時間 正午～午後4時)

1 階



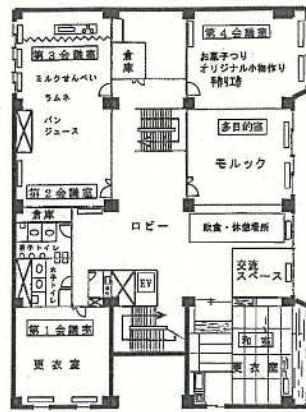
◎ 1階ホール・玄関及びロビー

- 7/15 アイスゲーム・ホカフ
- 7/16 フランクリン
- 7/17 ユーティーズ
- 7/18 美園日・ユースリーグ
- 7/19 美園日 (ゲーム・アイス・旗)
- 7/20 旗
- 7/21 旗
- 7/22 旗
- 7/23 旗
- 7/24 旗
- 7/25 旗
- 7/26 旗
- 7/27 旗
- 7/28 旗
- 7/29 旗
- 7/30 旗
- 7/31 旗

◎ 1階ホール・舞台 (案)

- 天王寺中学校吹奏楽演奏 12:00~12:20
- フォークダンス 12:30~12:45
- 和太鼓演奏 (河姫) 12:55~13:10
- 表裏紹介 13:20~13:30
- 表彰式 13:40~13:50
- ダンス (sing・sing・dانس) 13:55~14:10
- 手踊コーラス 14:15~14:30
- チアダンス 14:35~14:45
- 和太鼓演奏 (五條) 15:00~15:15
- 民謡総踊り 15:30~16:00

2 階



◎ 2階会議室及びロビー

- 第2会議室 ハンドダンス (旗会 女性部)
- 第3会議室 ミルクせんべい (旗会 旗会)
- 第4会議室 ラムネ (旗と子の旗会)
- 第5会議室 お菓子作り (旗と子の旗会)
- 第6会議室 オリジナル小物作り (旗と子の旗会)
- 第7会議室 手作り工作 (旗と子の旗会)
- 多目的室 モルック (旗会 旗会)

※雨天による会場変更の決定は、前日の正午に行います。
 ※都合によりプログラムの内容が一部変更する場合があります。

Go デジタル
Go Digital
Go キャッシュレス
Go Cashless

国税の納付は キャッシュレス納付 をご利用ください！



国税庁
e-Tax
キャラクター
イータ君

簡単！
便利！

業務
効率化！

非対面で
納付！

金融機関や
税務署に
行く必要
なし！

ダイレクト納付

こんな方に
おすすめ！

- e-Taxを利用している方
- 源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

e-Taxで申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、**即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付**する手続です。

- ▶ 事前にダイレクト納付利用届出書を提出することで、**複数の預貯金口座を選択**(※)できます。
- ▶ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する**予納制度にも対応**しています。

※ 同一金融機関における複数の預貯金口座のダイレクト納付の利用可否については、国税庁ホームページで「利用可能金融機関一覧」をご確認ください。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります。個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。
- 届出書の提出からご利用可能まで1か月程度（e-Taxでの提出は1週間程度）かかります。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

振替納税による納付

こんな方に
おすすめ！

- 所得税や消費税の申告書を毎年提出する
個人事業主の方

納税者ご自身名義の預貯金口座からの**口座引落としにより自動的に納付**する手続です。

- 利用可能税目 ①「申告所得税及び復興特別所得税」(※1)
②「消費税及び地方消費税（個人事業者）」(※2)
- ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出していただく必要があります。e-Taxによる提出も可能です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。

※1 期限内に申告された確定申告（3期）分及び延納分、予定納税（1期、2期）分が対象です。

※2 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分が対象です。

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、e-Taxで提出できます！

▼オンライン提出(Web版)
マニュアル(2,392KB)

▼オンライン提出(SP版)
マニュアル(3,054KB)

パソコンやスマホからe-Taxソフト(WEB版・SP版)にログインし、必要事項を入力することで、**金融機関届出印の押印なし**にオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能です。



スマホアプリ納付

こんな方に
おすすめ!

Pay払いを利用している方

▼こちらから
決済専用サイトに
アクセスできます



スマートフォン決済専用のWebサイト（国税スマートフォン決済専用サイト）へアクセスし、**Pay払いで納付**する手続です。

- 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。
※ 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません（納付内容（PDF）データで納付情報をご確認ください。）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、Pay払いによる納付はできません。

インターネットバンキング等からの納付

こんな方に
おすすめ!

インターネットバンキング
を利用している方
近くに金融機関のATMが
ある方

インターネットバンキングやATMから納付する手続です。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続が必要です。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxによる徴収高計算書データの送信が必要です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

クレジットカード納付

こんな方に
おすすめ!

クレジットカードを利用
している方

▼こちらから
お支払サイトに
アクセスできます



パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、**クレジットカードにより納付**する手続です。

- 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は利用明細等をご確認ください。）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

キャッシュレス納付
以外の便利な納付方法

コンビニ納付 (QRコード)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」及び「コンビニ納付用 QR コード作成専用画面」等で作成・出力した「QRコード」をコンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード（納付書）を出力し、コンビニのレジで納付する手続です。

- 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「マルチコピー機」端末設置店舗のみ）となります。
- 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
- 領収証書は発行されません（払込金受領証は発行されます。）。
- 作成した「QRコード」（PDFファイル）をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「マルチコピー機」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



各納付方法の詳細は、国税庁ホームページの「納税に関する総合案内」からご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>

▼詳細はこちら



▼e-Taxホームページ



▼e-Taxソフト(Web版)



▼e-Taxソフト(ISP版)



電子納税証明書(PDF)が さらに便利に! スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

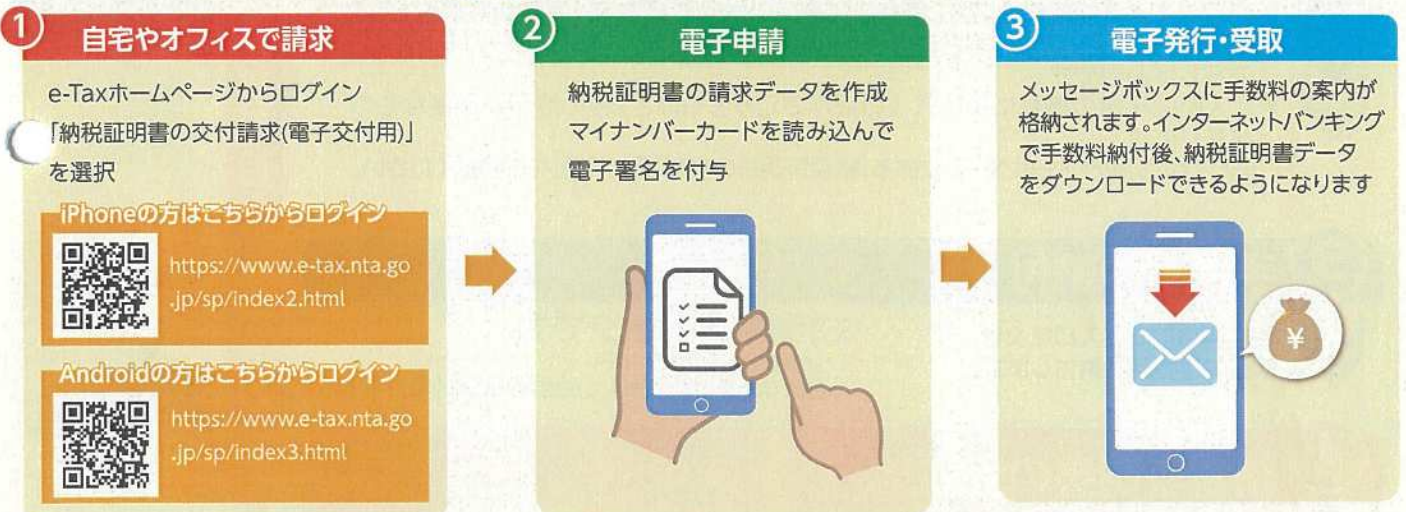
電子納税証明書(PDF)の**請求**から**受取**まで新たに**スマホ**でもできるようになりました!

電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



.....簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ.....



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい
手続きは
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから
[https://www.nta.go.jp/taxes/
nozei/nozei-shomei/01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm)



国税庁

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>

納税証明書の便利な請求、受取方法は他にもあります。詳しくは、裏面をご覧ください。

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!



納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



税務署窓口で受取
又は郵送で受取

事前にオンラインで請求することにより、窓口での待ち時間が短縮できます。

オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合)

1 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。

右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



2 税務署窓口で本人確認

▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。

▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。



3 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円

書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

4 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダーの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

消費税及び地方消費税の

納税は期限内に



消費税及び地方消費税の税率は、10%です (注1)。

基準期間 (注2) の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、**課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。**

(注1) 飲食物品 (酒類を除きます。) 及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率 (8%) が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。

例えば、個人事業者の場合、令和2年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、令和4年は消費税の課税事業者となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合は、課税事業者となります。

↓↓↓↓↓↓ 期限内納付のために ↓↓↓↓↓↓

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方に向けて、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円 (各月売上高 × 売上に対する納税額の目安率 2.0%) となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (飲食物品の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食物品の譲渡に係る事業を除く)、建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、運輸通信業、サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税売上高	各月売上高	年間課税額	積立目安月額	年間課税額	積立目安月額	年間課税額	積立目安月額	年間課税額	積立目安月額	年間課税額	積立目安月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安月額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和4年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税の申告が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp>



国税庁 消費税

Q 検索

便利な
 納付方法は
 裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)をご利用ください!



インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。

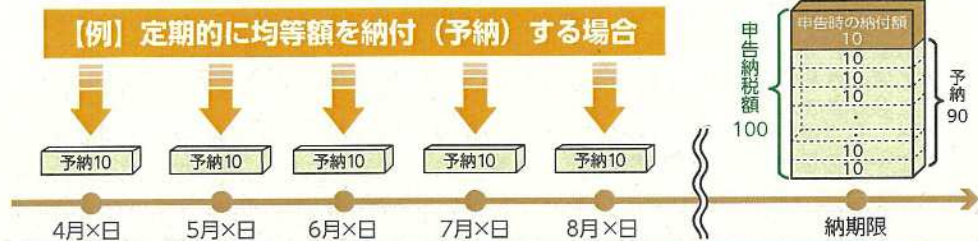
詳しくはこちら→

■ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付(予納)することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!



詳しくはこちら↑



詳しくはこちら↑

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引落しの方法により納付ができる振替納税がご利用になります。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(振替依頼書)を税務署又は金融機関に提出してください。

提出に当たっては、振替依頼書をオンライン(e-Tax)で提出していただくか、書面の振替依頼書(国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する相談

軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は、「軽減・インボイスコールセンター(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

※軽減税率制度及びインボイス制度については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」をご覧ください。

詳しくはこちら↑



詳しくはこちら↑

納税が困難な方には猶予制度があります。

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。**【受付時間】8:30～17:00(土日祝除く)**

国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
 - A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
 - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると…

- 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

国税の猶予の
詳細はこちら



申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
- ② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③ 担保提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・ 猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

- 申請書の書き方などについては、「[猶予の申請の手引](#)」をご覧ください。
「[猶予の申請の手引](#)」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご覧いただけます。

- 申請書は、[スマホやタブレット](#)からe-Taxソフトで、作成・提出することができます。

- 国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

e-Taxソフト
(SP版)



国税の分割納付に…

ダイレクト分納

を使ってみませんか？

毎月の納付予定日を管理するのが大変…

毎月、税務署や銀行の窓口に行く時間がない…

現金を用意するのが面倒…



ダイレクト分納って、何？

納期限を過ぎた国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した(複数の)期日に納付できる便利な納付手続です。ご利用にあたっては、**事前に徴収担当との納付相談が必要です。**

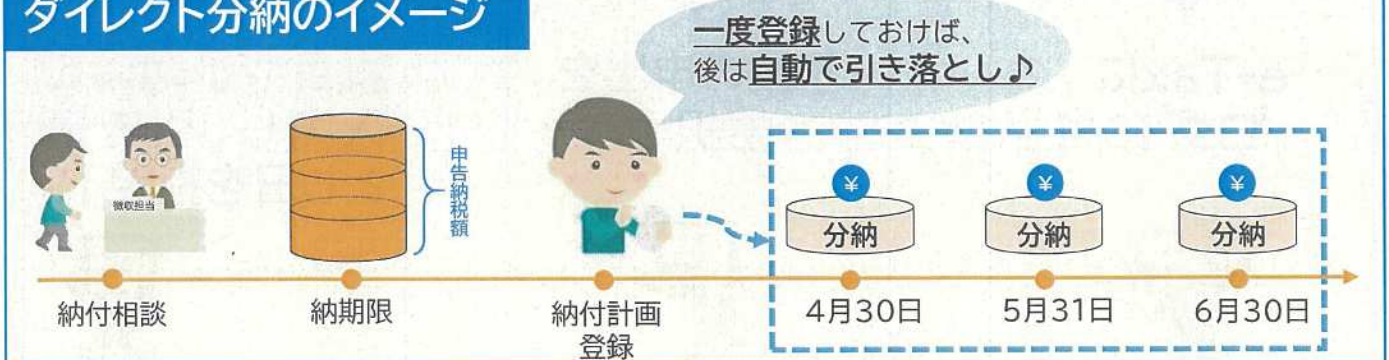
メリットは？

- **自宅や事務所からスマホ等で納付手続が可能**
- **納付予定日をリマインド(メール)によりお知らせ**



- ◆ 事前にe-Taxの利用開始手続を行った上で、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります(個人の方のみ、e-Taxによる提出が可能です。)
- ◆ 一回の登録で、約12か月後の日付まで納付予定日を指定することができます。
- ◆ 本税には、完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。
- ◆ 徴収担当との納付相談を経ずに納付計画を登録された場合は、滞納処分(財産の差押え、公売等)を行うことがありますのでご注意ください。

ダイレクト分納のイメージ



詳しくはコチラ >>

納税が困難な方へ

検索



計画的な納税を検討されている方は、裏面へ！

1年前から毎月納付するなど、
計画的に納付できる制度も！

それは

予納ダイレクト

予納ダイレクト
って、何？

将来に納付が見込まれる国税を、
e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、
指定した期日に、予(あらかじめ)め納付できる手続です。

メリットは？

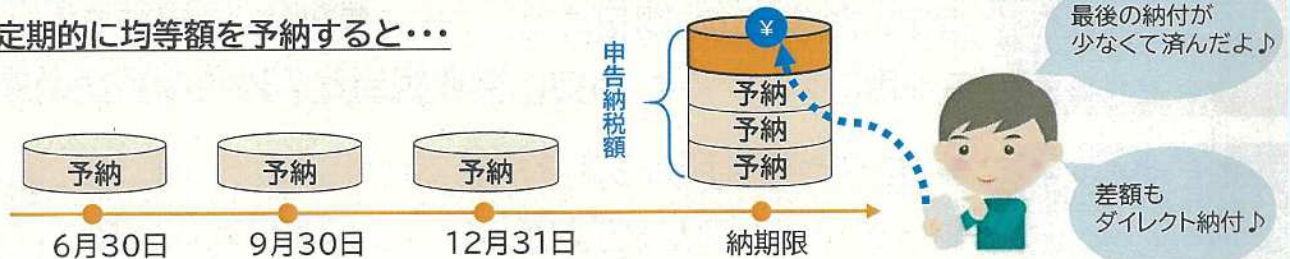
- 申告時に(一括で)納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のペナルティを回避
- 予納する国税の課税期間内となります。

予納できる
期間は？

例えば、令和5年分の確定申告分については、
⇒ 令和5年1月1日～12月31日となり、期間内において、
任意の引き落とし日の指定が可能です。

(注) 利用可能な税目は、申告所得税及復興特別所得税、贈与税、法人税(地方法人税)及び消費税及地方消費税です。

◎ 定期的に均等額を予納すると…



予納ダイレクトによる納付方法

STEP1

e-Taxに
ログイン！



STEP2

予納の申出を
選択！



STEP3

税目や予納額を
入力し、引き落
とし日を指定！

3ステップで完了！



詳しくはコチラ >> 予納ダイレクト

検索

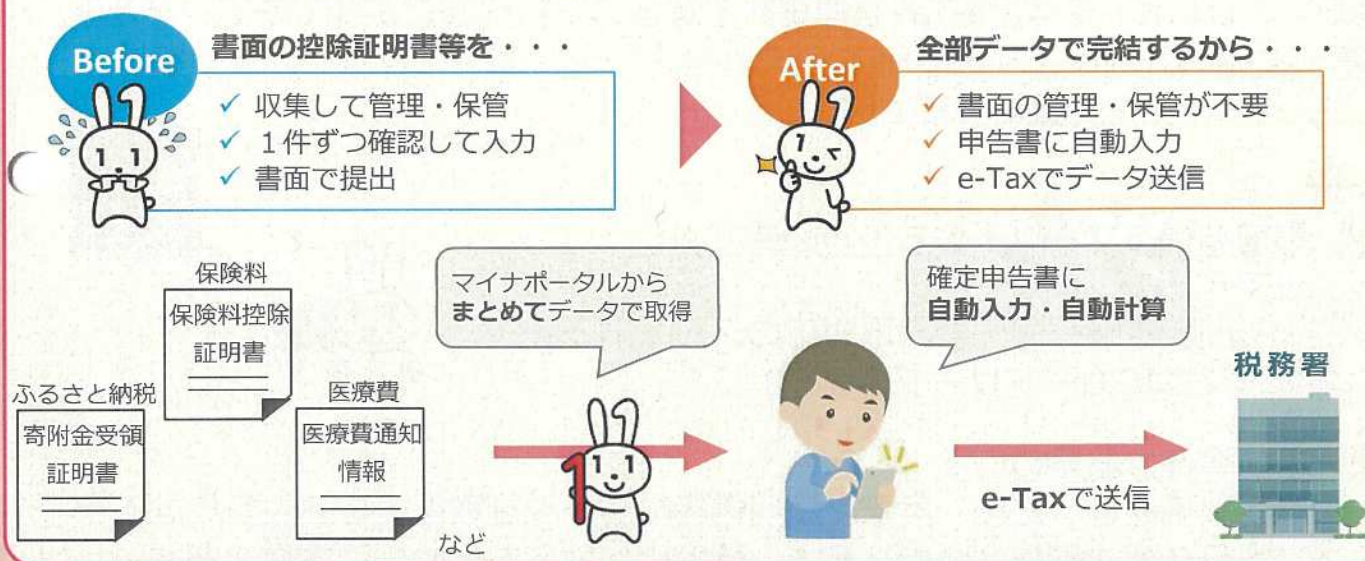


マイナンバーカード × マイナポータルと連携

確定申告書に自動入力

ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪



令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

NEW

給与所得の源泉徴収票※

公的年金等の源泉徴収票

株式の特定口座

控除関係

医療費・ふるさと納税

生命保険・地震保険

社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)

NEW

NEW

iDeCo・小規模企業共済掛金

住宅ローン控除関係



※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

マイナポータル連携を利用するための準備は裏面をご確認ください

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「**マイナポータル連携特設ページ**」をご確認ください。



マイナポータル連携を利用するには？

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備が必要**です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「**マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備**」をご確認ください。

事前準備の詳細はこちらから



- ！ 事前準備には、以下のものが必要です。
 - ・マイナンバーカード
 - ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダーライター）



- ！ 事前準備はお早めに！
事前準備を行った後、実際に証明書等のデータを取得できるようになるまで数日を要する場合があります。確定申告前にお早めのご準備をお願いします。（マイナンバーカードの取得もお早めに！）

- ！ 「給与所得の源泉徴収票」情報の自動入力について
「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、マイナポータル連携に係る事前準備のほか、e-Taxのマイページで情報の取得を希望する旨の登録等が必要です。
詳しくは国税庁HPの特設ページをご覧ください。

特設ページはこちらから



確定申告書の作成

事前準備が完了したら、国税庁HPの「**確定申告書等作成コーナー**」から、**マイナンバーカードを使ってe-Tax！**マイナポータル連携を利用して確定申告書を作成できます！

作成コーナー



確定申告書等作成
コーナーはこちらから



株式 配当 の特定口座での取引を確定申告される方へ

自動計算・自動入力・自宅から！ 株式の特定口座の申告は **スマホ** からがおすすめです

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って入力するだけで、作成・送信することができます。ご自宅からスマホで申告できます。

作成コーナー

検索



対応ブラウザを確認

iPhoneの方



Androidの方



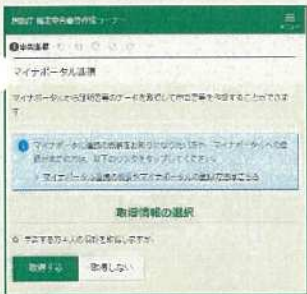



※特定口座以外の株式等の譲渡所得等又は配当等のある方は、スマホ専用画面をご利用になれません。

一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！ 特定口座年間取引報告書の内容が **自動入力** できます

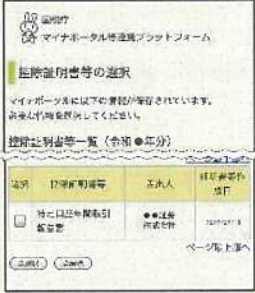
マイナポータル連携で取得したデータを利用する

「マイナポータル」から特定口座年間取引報告書の情報を取得することができ、申告することを選択した特定口座の情報が**自動入力**されます。



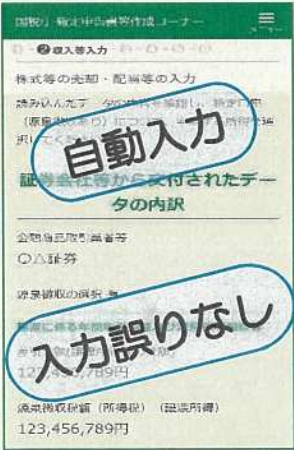


マイナンバーカード
をスマホで読み取り



特定口座年間取引報告書の
データ取得画面

取込



自動入力

入力誤りなし

令和5年1月以降の
マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費

NEW 1年間分の情報が取得可能に!

ふるさと納税

NEW 公的年金等の源泉徴収票

NEW 国民年金保険料

NEW 生命保険 地震保険

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

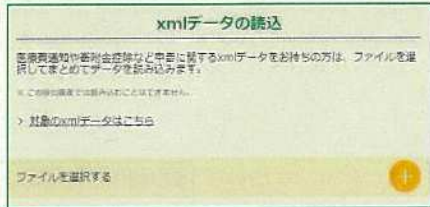
証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。**発行主体の一覧**はこちら。
(発行主体の一覧は随時更新してまいります。)

マイナポータル連携の詳細については、国税庁HPの「**マイナポータル連携特設ページ**」でご確認ください。

※XMLデータの読み込みや直接入力の方法は、裏面をご確認ください。

その他の入力方法

XMLデータを読み込む

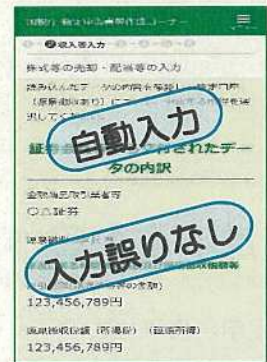


証券会社等



読込

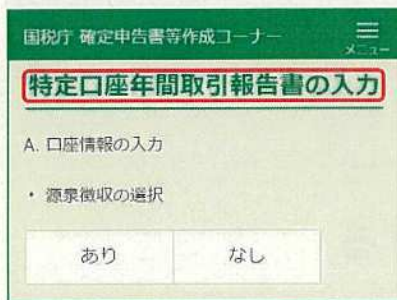
証券会社等から受領した
特定口座年間取引報告書データ



証券会社等から電子交付を受けた特定口座年間取引報告書（XMLデータ）を読み込むと、特定口座の情報が自動入力されます。

なお、電子交付の方法については取引先の証券会社等にご確認ください。

直接入力する

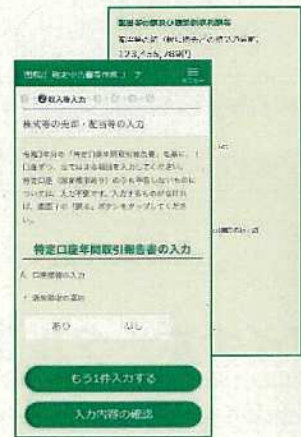


証券会社等



入力

証券会社等から受領した
特定口座年間取引報告書



e-Taxで送信

マイナンバーカードとスマートフォン（マイナンバーカード読取対応）をお持ちの方は、確定申告書をe-Taxで送信（提出）できます。

（マイナンバーカードをお持ちでない方も、暫定的な対応として税務署から発行を受けた「ID・パスワード」を利用して、e-Taxで送信（提出）できます。）



確定申告書の作成方法は動画でチェック

国税庁HPに動画を掲載しています。

動画で見る確定申告

検索



・ご利用には別途通信料がかかります。
・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

税理士の皆さまへ 相続税申告は e-Tax をご利用ください



国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

ポイント1 添付書類はイメージデータで送信可能

「戸籍の謄本」や「遺産分割協議書」などの添付書類をイメージデータ(PDF形式)で送信することで、税務署に出向くことなく提出ができます。

最新情報

1 添付書類の見直し：「提出をお願いしている書類」を見直すことにより、**添付書類の削減**を行いました。

詳しくは、「**イメージデータで提出可能な添付書類**」をご確認ください。

【掲載場所】 e-Tax ホームページ ⇒ 目的から探す ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告



【添付書類】

2 イメージデータ送信容量の拡大：1回当たりの送信容量を8MBから**14MBに拡大**しました。

提出方法	内容
e-Tax 送信	<ul style="list-style-type: none"> ●同時送信方式：申告・申請等データの送信時に、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を同時に送信する方法 ●追加送信方式：申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を追加で送信する方法(10回送信まで)
光ディスク等で提出	<ul style="list-style-type: none"> ●申告・申請等データの送信後に、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を光ディスク等に格納し、光ディスク等を提出する方法 <p>【参考】提出に当たっては「e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項」をご確認ください。</p> <p>【掲載場所】 e-Tax ホームページ ⇒ 目的から探す ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告</p>



【留意事項】

(注) PDF ファイルは、

- ①解像度 200dpi 相当以上
 - ②赤色・緑色・青色が 256 階調(24ビットカラー)以上
 - ③目視により内容が確認可能
 - ④パスワード設定なし
- となるように作成してください。

送信直前まで申告内容の差替え・訂正が可能♪



ポイント2 データ管理・ペーパーレス化が可能

送信した申告や受付結果等をデータで保存・管理できるため、文書管理の効率化とペーパーレス化が図られます。

書類の郵送等を省略できるため、コスト削減(紙代・郵送料・交通費など)につながります。

ポイント3 財産取得者の利用者識別番号があれば代理送信可能

財産取得者（申告書を提出する方）の

①署名、②電子証明書（マイナンバーカード等）、③本人確認書類が不要です。

(注) 利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことになりませんので、ご注意ください。

利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控え、②税務署からの郵送物、③e-Taxのマイページなどから確認できます。財産取得者への確認の際は、「相続税の申告をされる皆さまへ 相続税申告はe-Taxをご利用ください」をご活用ください。

【掲載場所】 国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係



【財産取得者用リーフレット】

利用者識別番号が分かる

取得済の利用者識別番号を使用してください。

利用者識別番号が分からない
(取得しているか不明)

利用者識別番号を取得していない

「変更等届出書」をe-Taxで送信※（税理士等による代理送信も可能）

最新情報

◆変更等届出書の参考事項欄に、「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力していただくことで、利用者識別番号が【有】の場合、「税理士等」欄に記載の電話番号に利用者識別番号を連絡します。

(注) e-Taxソフト又は国税庁の仕様公開に基づく民間ソフトを使用し、税理士等が電子署名を付与して送信された場合に限り（書面又は「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」は本取扱いの対象外になりますので、ご注意ください）。

「開始届出書」をe-Taxで送信※

（税理士等による代理送信も可能）

利用者識別番号が【有】の場合

既存の利用者識別番号と仮暗証番号が記載された通知書が、税務署から財産取得者宛に郵送されます。

利用者識別番号が【無】又は【廃止】されている場合

利用者識別番号が無い又は廃止されている旨を税務署から代理送信をした税理士等に対して電話によりお伝えしますので、「開始届出書」をe-Taxで代理送信してください。

利用者識別番号をオンラインで即時発行

既に利用者識別番号を取得している場合、新たな利用者識別番号を取得すると、これまでe-Taxで申告した内容等を確認することができなくなりますので、ご注意ください。

※「変更等届出書」及び「開始届出書」は財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

参考情報

相続税申告書の代理送信等に関するQ & Aを国税庁ホームページに掲載しています。

【掲載場所】 国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

事前準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く）



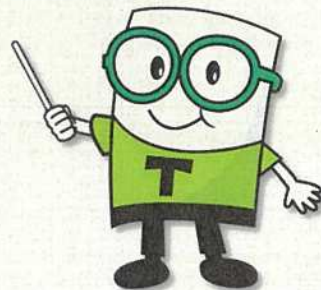
【代理送信 Q&A】



国税庁 法人番号 7000012050002

令和5年6月

インボイス発行事業者は 消費税の確定申告 が必要です



確定申告をするための 3STEP

STEP

1

取引関係資料を令和5年9月30日までと10月1日以降に区分

インボイス発行事業者の登録日（令和5年10月1日）以降の申告が必要となるため、請求書や納品書、仕入明細書などの取引関係資料を区分する必要があります

STEP

2

税率ごと（8%と10%）に区分

売上げや仕入れ等の金額を、税率ごとに区分した帳簿等の保存が必要です

STEP

3

確定申告書を作成

- 課税取引金額計算表を作成すると、申告書の作成がスムーズです
 - 令和5年分の消費税の申告・納付期限は令和6年4月1日（月）です
- ※ 個人事業者の消費税の納税は、口座引き落としによる「振替納税」が便利です

消費税の確定申告は e-Tax が便利です

確定申告書等
作成コーナー

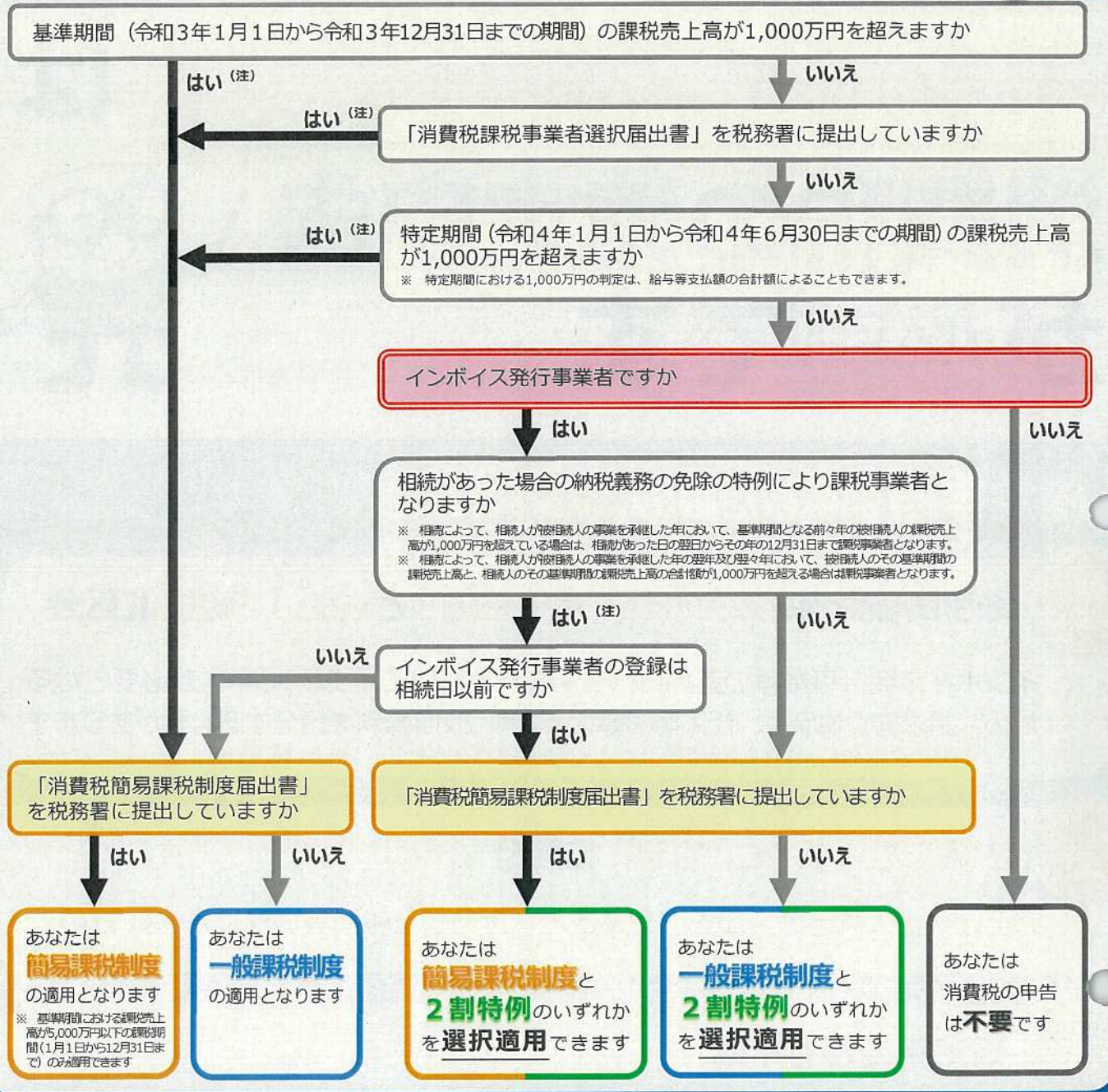
- ★画面に従って入力すれば、税額などを自動計算！
- ★作成した申告書をデータ送信すれば、申告書の印刷・税務署への持参が不要！



消費税申告の計算方法については、裏面のフローチャートをご確認ください ▶▶▶



消費税申告の計算方法のフローチャート



(注) 「はい (注)」に該当する場合は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間についての申告が必要となります。

計算イメージ

一般課税制度
売上げに係る消費税額から
仕入れ等に係る消費税額
を差し引いて納付税額を計算
・仕入れや経費の額について、実額計算が必要

簡易課税制度
売上げに係る消費税額から
売上税額にみなし仕入率を掛けた金額
を差し引いて納付税額を計算
・仕入れや経費の額について、実額計算が不要
・業種に応じたみなし仕入率を使用
・事前の届出が必要

2割特例
売上げに係る消費税額から
売上税額の8割
を差し引いて納付税額を計算
・仕入れや経費の額について、実額計算が不要
・業種に関わらず売上税額の一律2割を納付
・事前の届出が不要

消費税に関する情報について

消費税の手引き等
2割特例
みなし仕入率
軽減税率制度
インボイス制度



個人事業者の方の消費税の確定申告は「確定申告書等作成コーナー」が便利です

- 画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書が作成できて便利
- 自動計算されるため、計算誤りがなくて安心
- 自宅からe-Taxで提出できて便利

※ マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）をご用意ください。
 ※ マイナンバーカードの暗証番号（数字4桁）と署名用電子証明書のパスワード（英数字6文字以上16文字以下）が必要です。



確定申告書等作成コーナーはこちら



作成コーナー



課税取引金額計算表の作成

事前に「課税取引金額計算表」を作成しておくことで、スムーズに確定申告書が作成できます。

- ※1 様式は、国税庁HPからダウンロードできます。
- ※2 「確定申告書等作成コーナー」から作成することもできます。

科目		決算額	Aのうち課税取引にならないもの(※1)	課税取引金額(A-B)	税率 8%		税率 10%	
		A	B	C	うち軽減税率0.24%適用分	E	うち標準税率7.8%適用分	G
売上(収入)金額(雑収入を含む)	①							
期首商品棚卸高	②							
仕入金額	③							
小計	④							
期末商品棚卸高	⑤							
差引原価	⑥							
差引金額	⑦							
経費								
租税公課	⑧							
運賃	⑨							
水運光熱費	⑩							
旅費交通費	⑪							
通運賃	⑫							
広告宣伝費	⑬							
接待交際費	⑭							
損害保険料	⑮							
修繕費	⑯							
消耗品費	⑰							
減価償却費	⑱							
福利厚生費	⑲							
給料賃金	⑳							
外注工賃	㉑							
料子割引料	㉒							
地代家賃	㉓							
貸借	㉔							
計	㉕							
差引金額	㉖							
①+⑥	㉗							

「非課税取引」「輸出免税等」「不課税取引」の詳細、その他一般的な消費税の取扱いについては、国税庁HPをご確認ください。

課税取引金額計算表



消費税のあらまし



よくある税の質問



消費税の納付は「振替納税」が便利です

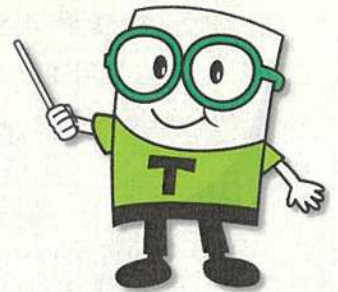
納付方法 預貯金口座からの口座引落としにより自動的に納付する方法

事前手続 初回のみ振替依頼書の提出が必要 ※e-Taxによる提出が可能

詳しい情報は
こちら



インボイス発行事業者は 消費税の確定申告 が必要です



消費税の申告をするための **3STEP**

STEP

1

取引関係資料をインボイス登録日までと登録日以降に区分

登録日が令和5年10月1日で3月決算の場合には、「令和5年4月1日～令和5年9月30日」と「令和5年10月1日～令和6年3月31日」に区分する

STEP

2

税率ごと（8%と10%）に区分

- 売上げの金額を、税率ごと（8%、10%）に区分して帳簿を記載する

※ 一般課税によって税額を計算する場合には、仕入れの金額を①仕入先がインボイス発行事業者か否かに区分、②税率ごとに区分して帳簿を記載する

STEP

3

確定申告書を作成

- 消費税額の計算方法は、裏面の税額の計算イメージをご覧ください
- 消費税の申告・納付期限は課税期間の末日の翌日から2月以内です

※ 3月決算法人の場合、最初に消費税の申告が必要となる期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日であり、申告・納付期限は令和6年5月31日となります

消費税の申告は **e-Tax** をご利用ください

詳しくは、**e-Tax ホームページ**をご覧ください

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Tax

検索



消費税申告の計算方法のフローチャート



免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者ですか

はい

「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出していますか

※ 基準期間（前々事業年度）の課税売上高が **5,000 万円以下** で、課税期間末日までに **届出書を提出** すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用できます

(例) 3月決算法人の場合、令和6年3月31日までに届出書を提出

はい

簡易課税制度と
2割特例のいずれか
を選択適用してください

いいえ

一般課税と
2割特例のいずれか
を選択適用してください

税額の計算イメージ

一般課税

課税売上げに係る消費税額 から

課税仕入れに係る消費税額

を差し引いて納付税額を計算

○ 仕入れや経費の額について実額で計算

課税売上げ 700 万円 (消費税額 70 万円)
課税仕入れ 500 万円 (消費税額 50 万円) の場合

70 万円 - 50 万円 = 20 万円 (納付税額)

- ・ 課税仕入れに係る消費税額 (50 万円) を控除するためには、仕入先からのインボイスの保存が必要

※ 仕入先がインボイス発行事業者ではない場合でも、令和 11 年 9 月 30 日までは一定割合の控除が可能

簡易課税制度

課税売上げに係る消費税額 から

課税売上げに係る消費税額 × みなし仕入率

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入税額の実額計算不要
- 業種に応じたみなし仕入率を適用
- 事前の届出が必要

課税売上げ 700 万円 (消費税額 70 万円)
製造業者 (みなし仕入率 70%) の場合

70 万円 - (70 万円 × 70%) = 21 万円 (納付税額)

- ・ みなし仕入率は業種に応じて、卸売業 (90%)、小売業 (80%)、製造業 (70%)、飲食店業 (60%)、運輸通信業 (50%)、不動産業 (40%) 等に区分

2割特例

課税売上げに係る消費税額 から

課税売上げに係る消費税額 × 80%

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入税額の実額計算不要
- 業種にかかわらず売上税額の一律 2 割を納付
- 事前の届出が不要

課税売上げ 700 万円 (消費税額 70 万円) の場合

70 万円 - (70 万円 × 80%) = 14 万円 (納付税額)

- ・ 2 割特例を適用するには、消費税確定申告書 (第一表) の所定欄に ○ を付記すればよく、事前の届出は不要

消費税に関する
情報について

消費税の
手引き等

2割特例

みなし仕入率

軽減税率制度

インボイス
制度



ご存じですか？電子取引データの保存方法

令和6年1月以降、**全ての事業者は、電子取引データをデータのまま保存することが義務化**されます

(※ 申告所得税・法人税に限る)

※ 令和5年12月31日までに発行した電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えないこととされています(事前申請等は不要)。

保存すべき電子データとは？

◆ 紙でやり取りしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※ 受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。



☑ まずは、身近に電子データがないかチェックしましょう！

◆ 仕入や経費の精算を以下の方法で行っている。

- 電子メールにより請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)を受領
- インターネットのHPからダウンロードした請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)を利用
- クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- 従業員が立替払いした経費の領収書を電子データで受領



◆ 売上や収入の請求を以下の方法で行っている。

- 電子メールにより請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)を送付
- 自社のインターネットHPで請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)を提供

いずれかに☑がついた場合には、その電子データについて
原則として次の要件を満たした上で保存することが必要です。

- ① 改ざん防止のための措置をとる(次ページ①)
- ② 「日付・取引先・金額」で検索できるようにする(次ページ②)

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め(税務職員にデータのコピーを提供すること)」に応じることができるようにしている場合であって、**以下のいずれかに該当する方は②の要件は不要**です。

- ・ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて、2年(期)前の売上高が5,000万円以下である方
- ・ 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている方(令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用)

③ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

① 「改ざん防止のための措置をとる」とは？

◆ 次の1～4のいずれかの対応が必要です。

- 1 タイムスタンプが付与されたデータを受け取る
- 2 保存するデータにタイムスタンプを付与する
- 3 履歴が残るシステム又は訂正削除ができないシステムでデータを授受・保存する
- 4 改ざん防止に関する事務処理規程を作成し運用する

※ システム費用等をかけずに導入できる「改ざん防止に関する事務処理規程」については、[国税庁HPでサンプルを掲載しています](#)ので、ひな形としてご活用ください。

国税庁HPはこちら→



② 「日付・取引先・金額で検索できるようにする」方法とは？

◆ 専用システムや会計ソフト等を導入せずとも、「日付・取引先・金額」で検索できる次のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

1 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で「日付・取引先・金額」を入力し、索引簿を作成しておくことで表計算ソフト等の機能を使って検索する方法

2 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・取引先・金額」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20230118	100000	A社	請求書
2	20230124	200000	B社	契約書
3	20230201	100000	A社	領収書
...				
50	20231231	500000	C社	請求書

(例)

2023年1月31日に、(株)AからPDFファイルで受け取った100,000円の請求書なら、「20230131_(株)A_100000」



	20230131_(株)A_100000.pdf
	20230303_(株)B_180000.msg
	20230424_(株)C_350000.pdf

さらに、令和5年度税制改正で要件が緩和されました！

次の(1)と(2)の要件をいずれも満たしている場合、改ざん防止(前ページ①)や検索機能(前ページ②)などの対応は不要となり、電子取引データを単に保存するだけでよいこととされました。

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用

- (1) 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合(事前申請等は不要)
税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データを
- (2) プリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

次の制度の導入も併せてご検討ください。

電子帳簿等保存

一定の要件を満たした優良な電子帳簿の備付け及び保存をすることで、**過少申告加算税の軽減措置**や所得税の**青色申告特別控除(65万円)**の適用を受けることができます。



スキャナ保存

一定の要件を満たすことで紙の請求書、領収書やレシート等をスキャナまたはスマホのカメラ機能で電子データ化し保存することができます。



電子帳簿等保存制度について、より詳しい情報を知りたい方は、**国税庁HP**をご確認ください。

国税庁HPはこちら→

